

男女共同参画に関する広報啓発事業募集要領

1 目的

本市では、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」において、「男女共同参画社会の形成は市政の重要課題」と位置づけられており、現在、様々な取組を進めていますが、真に男女共同参画社会を実現するためには、市民の皆様一人ひとりに理解してもらうことが重要です。

そこで、取組のひとつとして、男女共同参画に関するユニークな広報啓発事業を実施できる団体・グループ等（以下「団体等」という）を募集し事業の委託を行うこととしました。

行政以外の視点で事業を企画し、地域の実情にあった広報啓発活動を行うことで、男女共同参画社会の形成の推進に資することを目的としています。

2 応募資格

以下の(1)～(5)をすべて満たす団体等であることが必要です。

- (1) 北九州市内に主たる活動拠点を有する団体等であること。
- (2) **令和5年6月1日までに「北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること**
(名簿に記載されていない場合は、4月末までに市技術監理局契約制度課への申請完了が必要です。申請にかかる費用は団体等の負担となります。ご不明な点は総務局女性の輝く社会推進室までお問い合わせください。)
- (3) 団体等の組織の目的、代表者、会員などについて定めた会則や規約、もしくはそれに代わるものがあること。
- (4) 概ね20人以上の参加者（団体関係者を除く）が見込める企画・事業を、責任を持って実施できること。
- (5) 暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

3 募集する企画内容

令和5年度の事業テーマは以下のとおりとします。（全てを網羅する必要はありません）

- ① 男女の固定的役割分担意識の解消に関すること
- ② ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に関すること
- ③ DV又はデートDVの防止に関すること
- ④ その他 女性活躍の推進等、男女共同参画の実現に向けた効果的な内容のもの

4 応募期間

令和5年4月13日（木）～令和5年5月12日（金）必着

5 事業の形態

事業形態は特に定めません。講座・シンポジウム・ワークショップなど多様な企画をお待ちしております。

6 事業実施期間

契約締結日（令和5年7月1日）～令和6年2月28日

7 事業の実施回数・条件

上記期間内に市内で3回以上事業を実施すること。

※最大9回まで実施できますが、申込状況によっては調整させていただく場合があります。

※市内であれば市民センター、学校など、場所は問いません。

※以下のような事業は対象外となります。

- 参加費等、参加者に費用負担を伴う事業
- 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業（所属団体の出席者が大半を占める事業）
- 法令や社会理念に反する危険性のある事業
- その他、市が適当でないと認める事業

8 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、団体等の名簿及び概要がわかる添付書類をつけて、下記のとおり先まで郵送、FAX、もしくはEメールにて提出してください。

なお、応募用紙の様式は、北九州市のホームページからダウンロードできます。（「男女共同参画に関する広報啓発事業」で検索してください。）

- 【提出書類】① 応募用紙
② 団体等の会則や規約（もしくはそれに代わるもの）
③ 役員名簿（もしくは中心メンバーのリスト）

（申込先）
〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1
北九州市総務局女性の輝く社会推進室
TEL：582-2405 FAX：582-2624
アドレス：sou-josei@city.kitakyushu.lg.jp

9 委託金額

令和4年度と同額程度を予定しています。

【参考：令和4年度委託金額 28,000円（税込み）×事業回数】

※事業の対象経費の参考例は別紙を参照

10 選定方法

有識者等で構成する選考会において、企画内容を審査し決定します。選考会の結果、事業内容等を調整させていただく場合があります。ご了承ください。

11 選考結果

結果は、令和5年6月中旬頃にお知らせします。

12 事業実施説明会

令和5年6月下旬に事業実施説明会を開催し、委託契約手続きに係る必要書類をお渡しします。各団体等1名以上必ずご出席ください。

13 事業の流れ

	時期	関係者	項目	内容
1	4/13 ～5/12	団体等 ⇒北九州市	企画の応募	応募用紙は区役所・市民センター等で入手できるほか、市のホームページでもダウンロード可。
2	6月上旬	北九州市	選考会の開催 委託団体等の選定	選考会で企画内容を審査し、委託団体等を選定する。
3	6月中旬	北九州市 ⇒ 団体等	選考結果のお知らせ	選考結果及び事業実施説明会についてのお知らせ。
4	6月下旬	北九州市 ⇔ 団体等	事業実施説明会 委託契約手続き	説明会において、委託契約手続き等について説明。
5	7月～ 2月末	団体等	事業の実施	各団体3回以上、事業を実施。
6	～3月末	団体等 ⇒北九州市	報告書の提出 (委託金の支払)	団体等は報告書等を最終実施日から1ヶ月以内に、市に提出。報告書をもとに委託金の支払い手続きを行う。

14 その他

※本募集は、令和5年度当初予算議決前の準備行為として実施するものです。

北九州市議会での令和5年度の本予算成立が前提となりますので、今事業内容が変更される場合や、実施に至らない可能性があることをあらかじめご了承ください。

●委託金の対象経費

1) 人件費

- ・スタッフのボランティア手当て
- ・スタッフの交通費（※バス・電車代のみ）
- ・団体内から講師を出した場合の講師料

2) 事業費

- ・外部講師への謝礼
- ・外部講師の交通費（実費）
- ・事務費（チラシ等の印刷代、現像代、文房具等雑貨の購入、看板作成 など）
- ・通信費（郵便料、通信料 など）
- ・会場費（会場使用料、冷暖房使用料 など）
- ・その他事業実施に係る経費

●委託金の対象とならない経費

- 1) 参加者数に対して、過大なスタッフ数のボランティア手当て
- 2) 参加協力依頼用の土産代、動員謝金など
- 3) 会場責任者等に対する土産代
- 4) スタッフの個人的なタクシー代
- 5) スタッフの飲食費
- 6) 市民センター等、減免となる市営施設の会場使用料、冷暖房使用料
（減免対象の可否は、各施設にお問い合わせください。）
- 7) 団体の直接的な運営経費（ロッカーや倉庫の賃借料など）
- 8) 高額な備品購入費

※ 対象経費、対象にならない経費ともに、具体例の一部を記載しています。その他判断できないものは総務局女性の輝く社会推進室までお問い合わせください。

（電話：582-2405 担当：太田、森本）